

令和8年6月25日

第24回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第24回指宿市農業委員会会議録

1 開催日時及び場所

令和8年6月25日(木) 午後2時00分～

於：県南薩地域振興局指宿庁舎(3階会議室)

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について
(所有権移転分)(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第4号 農地法第4条の規定による届出について

議案第5号 農用地あっせん申出について

議案第6号 令和7年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

その他

1 出席委員

○農業委員

1番	松	木	茂	久	2番	生	川	裕	也	3番	福	久	迫	義	隆
4番	前	田	真	津美	5番	井	手	康	則	6番	西	村	久	則	
7番	滝	下	真	弥子	8番	石	嶺	義	孝						
10番	内	蘭	光	弘	11番	西	川	路	利	広	12番	西	山	昭	二
13番	小	荒	田	大	樹						15番	下	川	道	孝
16番	池	田	由	美子	17番	濱	田		保		18番	田	代	繁	樹
19番	税	田	祐	子											

○農地利用最適化推進委員

20番	川	畑	淳	一	21番	森	川	泰	夫	22番	奥	村	祐	樹	
23番	前	田		剛	24番	今	村	量	則	25番	南		圭	司	
26番	京	田	富	久	27番	鶴	田	伸	一郎	28番	小	村	亮	太	
29番	山	下	竜	一	30番	廣	森		修	31番	田	之	上	洋	
32番	濱	田	卓	郎	33番	上	拂		忠	34番	松	澤	雅	人	
35番	澤	山	善	治	36番	下	吹	越	浩	之	37番	大	迫	恵	太
38番	下	吉	一	宏											

1 小委員長

2番 生 川 裕 也

1 欠席委員

9番 下高原 誠 14番 徳 留 幸 信

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する事務局職員

事務局長	小	吉	建	治
主幹兼農地総務係長	林		栄	作
農地総務係主査	今	奈良	昂	平
主幹兼振興係長	前	田	昭	市
振興担当主幹	富	永	敏	尚
振興係主事	池	田		恵
主幹兼地域計画係長	向	吉	真	一

1 当議事書記

主幹兼農地総務係長 林 栄 作

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第24回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の5ページをお開きください。 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は7件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、今回の案件については、県地域振興公社の農地売買等事業における一括方式が5件、売渡が2件となっております。 以上で説明を終わります。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退

委員
議長

席を求めます。

(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち所有権移転分の2番から7番まで、ご審議願います。

33番委員
事務局

ご質疑、ご意見はございませんか。

備考欄の一括方式と売渡の違いは何か。

売渡とは、令和7年度までの方式であり、まず前年度中に買入があった後に、数か月たってから売渡となったものです。

一括方式とは、買入と売渡を一緒にするもので、令和8年度からこの方式になっております。売渡が残り2件ありますが、これ以降は全て、一括方式となります。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の2番から7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分の2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についての中

ち、利用権設定分は、議案書の7ページから13ページまでの24件でございます。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、5番委員の退席を求めます。

(5番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から13ページ24番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から24番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の2番から24番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

6月9日の転用調査時に、私と17番委員、26番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は売買、4番から6番は知人への贈与、7番及び9番は親族への贈与、8番は子への贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのこと。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われま。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の1ページから24ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から16ページ9番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

11番委員

番号4、5、6の知人への無償贈与について、理由は何か。

事務局

番号4については、以前、受人が購入していたが農業委員会への申請をしておらず、今回申請があったことから、無償の取り扱いとしています。

番号5については、渡人が遠方に住んでおり、実家の管理ができないとのことで、シルバー人材センターに委託しているが、その作業員の居住地と、今回の農地が近いことから、農地も管理していただきたく譲渡したいとのことで贈与となっています。

番号6については、斜面に位置して活用しにくい畑であることから、現在貸借している受人に売渡を相談したが購入してもらえず、渡人も管理ができないことから無償で贈与することになったようです。

11番委員

受人の労力は300日となっているが、農家ということではないか。

事務局

番号4については、経営面積が0㎡となっていますが、今回申請のあった農地で既に果樹等の栽培を行っており、農業を営んでいることを農業委員から証明していただいたため、農家であると判断しております。

番号5、6については、農業を営んでいることを確認しております。

4 番委員	番号1について、この受人は令和7年度にも畑を購入したが、そのまま雑草が生え管理されていない。事務局から受人に対し、しっかり管理するよう話をしていただけませんか。
事務局	番号1の受人については、前回の農地パトロールにおいて荒地のような農地が散見されたことから、草払い等により管理するよう指導しておりました。その後、草が払われ管理されていることを確認できましたので、申請を受けたところです。
3 5 番委員	労力という項目は何を示しているのか。
事務局	1年間の従事日数となります。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。
	番号1番です。転用目的は、一般住宅です。
	審議資料の25ページをお開きください。
	申請地は[]から北へ290m離れた農地で、東と北は畑、西と南は里道に接しています。
	農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。
	申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	土地の形状については盛土を0.25m行いますが境界にはブロックを積むことから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。
	次に番号2番です。転用目的は一般住宅です。
	審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ190m離れた農地で、東と南は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画区域内用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを積むことから周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番です。転用目的は養殖場及び駐車場です。

審議資料の27ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ450m離れた農地で、東と南は畑、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である一時転用に該当します。なお、本申請に関しましては、申請人と指宿市で協定を結んでおり、転用期間は10年間となっております。

申請人は飲食業や食料品販売等を営む法人で、経営規模拡大のため、申請地を使用貸借し、エビの養殖場及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、既存のハウス内で養殖を行うことから周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、3件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

30番委員

番号3について、使用貸借権であるが、指宿市との協定によって貸人へ市から支払が生じているのか。この関係性をお聞かせください。

事務局

この使用貸借権は貸人と借人との間のことであり、協定については、借人が養殖をしたいとのことで市の商工水産課と協議し、市も応援するため協定を結んでいるものです。

協定を結んだ理由として、農用地を一時転用する場合に養殖場の特例があり、通常であれば一時転用の期間は3年間となっており、更新不可ですが、協定を結ぶことで10年間の一時転用と更新が可能となります。

30番委員

貸人のメリットがあるのか。

事務局

借人の法人の代表取締役は、この貸人となります。

指宿市としても、養殖の面で市を発展させたい思いもあります。

この養殖には温泉熱が必要で、温泉熱を活用できるハウスを探すため、これまで相談を受けておりましたが、ようやく協定を結び今回の申請となったものです。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農地法第4条の規定による届出についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号1番の1件のみで、申請者・土地の所在地・地目・面積等は、議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

審議資料の28ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ270m離れた農地で、東と西は畑、それ以外は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農業振興地域整備計画の指定用途に該当します。

申請人は、既存の農業用倉庫を解体し、新たに農業用倉庫を建築する計画です。

なお、当時の申請状況が確認できないことから、始末書が添付されております。

また、本申請に関しては、倉庫及び通路を含め150.81㎡の転用となるため、2a未満の届出となり、許可不要の案件ではありますが、委員会での承認を求めます。

土地の形状については現状のままで、境界には防護柵を設置することから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

以上、1件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では転用もやむ

議長

を得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

委員
議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の19ページになります。

まず、議案第5号農用地あっせん申出の「売渡・貸付」をご説明いたします。

今月は、売渡申出が1件、貸付申出が1件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下についてはお目通しください。

見取り図、地籍図については、審議資料の31ページと32ページに掲載しています。

続きまして「買受・借受」をご説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

今月は、借受希望1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ご質疑なしと認めます。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

まず「売渡・貸付」申出になりますが、議案書の19ページになります。

番号1は、10番委員、29番委員。

番号2は、36番委員、17番委員をお願いします。

続きまして「買受・借受」になりますが、議案書の20ページになります。

番号1は、山川福元地区を20番委員、1番委員。

成川地区を、24番委員、5番委員。

小川地区を、31番委員、12番委員をお願いします。

番号1の[REDACTED]は、現在、認定新規就農者として福元や成川を中心に営農されていますが、規模拡大のため周辺地域に農地を探していることから、空き情報がありましたら会長までご連絡ください。

以上、事務局案として提案いたします。

あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん活動を行っていただきますようお願いします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号令和7年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第6号令和7年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について説明いたします。

議案書の21ページから33ページになります。

本案件につきましては、国土調査法に基づく令和7年度の地籍調査に伴う地目変更の確認について、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼がなされたことから、委員会としての意見・回答を行うものです。

地籍調査における地目の決定につきましては、原則、土地の現況並びに主たる用途により地目を設定することとされており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられています。

しかしながら、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、または農地以外から農地へ地目変更を行う場合は、農業委員会への確認が必要とされています。

議案書の21ページをご覧ください。今回、確認依頼を受けました調査区域図になります。

今回の調査区域は、指宿市十二町の一部となっております。

議長

委員

議長

事務局

確認いただきたい土地は306筆で、登記面積としましては約18.5haであり、田や畑から山林や雑種地等に変わります。

個々の詳細については、議案書の22ページから33ページの一覧をご参照ください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号令和7年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

3番委員 〇が、豚の糞を野積みしている。危惧していたのだが、先日の雨で野積みが崩れて、一面がドブドブになり悪臭がするようになった。

近くの用水路に流れ込まないか心配である。

本人に注意するための手立てがないだろうか。

事務局 農政課から、堆肥の野積に伴う悪臭やハエの問題に関して、堆肥散布の時間帯や散布後の処置について啓発活動を行っているが、改善されていないようであれば農政課から再度指導いただくよう伝えます。

2番委員 第23回農業委員会で承認した、〇の駐車場にする申請について、委員会前に通ったら植栽されていた。

議案を通して、駐車場にするところに1か月もたらず植栽されることは問題ないのか。

事務局 許可書を渡す際も、駐車場として使うように伝えたところですよ。

さらに、建築物を伴わない転用許可については、3年間は目的外の用途として使用できないと定められてますので、現在の状況は指導してまいります。

2番委員 今回は、道路沿いで目につきやすいところだったが、そうでない場合は、気づかない。

事務局 転用許可をした場合は、1年後の状況を県に報告することになっていきますので、今回の件に限らず状況を確認しております。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

事務局

その他について、事務局に説明を求めます。

その他について、ご説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

その他（議案書の34ページを参照して説明）

1. 6月の行事報告

2. 7月の行事予定

3. その他

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもって、第24回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後2時55分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員13番委員 _____

議事録署名委員15番委員 _____

